

意見書案第 9 号

日本政府に核兵器禁止条約の署名、批准等を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

令和 5 年 6 月 26 日

川崎市議会議長 青 木 功 雄 様

|     |         |         |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 川崎市議会議員 | 宗 田 裕 之 |
|     | 〃       | 井 口 真 美 |
|     | 〃       | 渡 辺 学   |
|     | 〃       | 石 川 建 二 |
|     | 〃       | 後 藤 真左美 |
|     | 〃       | 小 堀 祥 子 |
|     | 〃       | 市 古 次 郎 |
|     | 〃       | 齋 藤 温   |

日本政府に核兵器禁止条約の署名、批准等を求める意見書

広島と長崎に米国の原子爆弾が投下されてから72年を経た平成29年7月7日、国連総会において核兵器禁止条約が採択され、同年9月から同条約への署名、批准が始まり、批准国が50か国を超えたことにより、令和3年1月22日に発効した。

同条約は、核兵器の使用は、破滅的で非人道的な結末をもたらすものであり、国連憲章、国際人道法及び国際人権法のいずれにも反するものとし、歴史上初めて条約において核兵器が違法なものであると明文化している。

また、開発、実験、生産、製造、取得、占有、貯蔵、使用及び使用の威嚇に至るまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止するとともに、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記されていることから、被爆者、核実験被害者及び日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器の完全廃絶につながる画期的な内容となっている。

昨年7月にはウィーンで同条約の第1回締約国会議が開かれ、本年1月現在、署名国は92か国、批准国は68か国に上り、国際政治において核兵器廃絶に向けた前向きな動きが見られている。

国内においても、同条約への署名、批准等を求める意見書を採択した地方議会は、本年4月時点で全国652団体に広がり、全体のおよそ36%に達している。

こうした中、ロシアのプーチン大統領は、ウクライナへの軍事侵略に合わせて行った演説において、ロシアは世界最大の核兵器保有国の一つであり、ロシアに対する直接攻撃は壊滅と悲惨な結果をもたらすと、核兵器の使用を示唆した上で、今なお侵略を続けているが、こうした行為は、核兵器の使用の威嚇を禁じた同条約に明確に違反するものである。

世界が核戦争の危機に直面している今こそ、広島、長崎の原爆被害を体験した日本の政府は、核兵器の使用を全面的に禁止させる取組の先頭に立つ必要がある。

また、本市は昭和57年に核兵器廃絶平和都市宣言を表明しており、核兵器禁止条約に署名、批准することは、多くの市民の願いでもある。

よって、国におかれては、核兵器廃絶に向け、唯一の戦争被爆国として同条約締約国会議へのオブザーバー参加を早急に検討するとともに、同条約に署名、批准することを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

外務大臣

防衛大臣